

厚木市止水板設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で降雨による水害のおそれがある地域において、対象建物等の浸水被害を軽減するため、止水板を設置する対象建物等の所有者又は使用者に対し、予算の範囲内において厚木市止水板設置補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、厚木市補助金等交付規則(昭和45年厚木市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 止水板 対象建物等の出入口等に設置して浸水を防除する設備であつて、次に掲げる要件をいずれも満たすものをいう。

ア 金属、合成樹脂等の浸水に耐え得る材質でできていること。

イ 取り外し又は移動が可能なものであること。

ウ 繰り返し使用することが可能なものであること。

エ 止水板として販売されている製品であること。

(2) 対象建物等 住宅、マンション、店舗、事務所等(これらに附属する駐車場を含む。)をいう。ただし、国、公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)、その他国又は公共団体の設立、出資等に係る法人(以下これらを「公共団体等」という。)の所有に属する建築物を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれか又は全てを行うものであつて、補助金交付決定後に着手し、交付決定年度と同一年度内に事業を完了するものとする。

(1) 止水板の購入

(2) 止水板の設置に必要な工事(おおむね周囲1メートル以内の範囲のものに限り、かつ、自ら行う場合を除く。)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、市内において、過去に浸水被害が発生し、又は浸水被害が発生するおそれがある地域に所在する対象建物等の所有者及び使用者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としない。

(1) 市税、厚木市公共下水道使用料条例（昭和 47 年厚木市条例第 45 号）第 2 条に規定する使用料又は厚木市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 50 年厚木市条例第 33 号）第 1 条に規定する負担金を滞納している者

(2) 公共団体等

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金の交付の制限）

第 5 条 補助金の交付は、同一の対象建物等について 1 回のみとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第 6 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第 3 条に規定する補助対象事業の実施費用とする。ただし、第 3 条第 2 号に掲げる事業にあつては、タイル等の材料費用を除く。

2 補助対象経費は、次条に規定する申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合に限り、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 個人事業者ではない個人

(2) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）における納税義務者とならない事業者

(3) 免税事業者

(4) 簡易課税事業者

(5) 消費税法別表第 3 に掲げる法人

3 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額とし、50 万円を上限とする。ただし、得られた額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 この要綱以外の要綱その他の規程（本市が定めたものに限る。）による類似の補助制度の補助を受けていないこと。

（交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業着手前に、厚木市止水板設置補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 止水板設置場所の位置図及び平面図

(4) 止水板構造図、仕様が分かるカタログの写し等

(5) 補助対象事業の見積書

(6) 対象建物の登記事項証明書、住民票等対象建物等の所有者又は使用者であることが確認できる書類

(7) 止水板を設置しようとする場所の写真

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を厚木市止水板設置補助金交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の際には、必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金を交付することが不適当と認めるときは、補助金を交付しない旨の決定をし、その旨を厚木市止水板設置補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の承認等)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了するまでの間に申請の内容に著しい変更又は中止が生じた場合は、遅滞なく、厚木市止水板設置補助金交付変更（中止）申請書（第4号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、自然災害その他やむを得ないと認められる事情により、補助対象事業が交付決定した年度と同一の年度に完了せず、次条の規定による実績の報告ができないとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

(完了の報告及び交付の請求)

第10条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、その完了の日から40日を経過する日又は交付決定の年度の別に定める日のいずれか早い日までに、厚木市止水板設置補助対象事業完了報告書兼交付請求書（第5号様式。以下「完了報告書兼請求書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了写真

(2) 支払額を証明する書類（領収書の写し等）

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定により完了報告書兼請求書の提出を受けた場合において、当該書類の審査及び必要に応じて行う現地確認により、完了した補助対象事業の内容が第8条において決定した補助金交付内容及びこれ

に付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、厚木市止水板設置補助金額確定通知書（第6号様式）により通知により通知し、補助金を交付するものとする。

（補助金等の返還）

第12条 市長は、交付決定者が規則第12条各号のいずれかに該当すると認められる場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した場合は、補助金を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、補助対象事業を著しく遅延し、完了の見込みがないと認められるとき。
- (3) 第10条に規定する日までに完了報告書兼請求書の提出がないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、その旨を厚木市止水板設置補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（止水板等の管理及び保管）

第13条 補助対象事業によって止水板を設置した者は、当該止水板を良好に維持管理し、及び適切に保管しなければならない。

2 交付決定者は、補助対象事業によって取得した止水板を補助金の交付目的以外の目的に使用し、又は担保に供してはならず、当該止水板を、市長の承認を受けないで、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。